

二二	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正に関する請願外一件(横山利秋君紹介)(第二〇九号)	五二	同(紺野与次郎君紹介)(第二八七三三)	八五	中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(小川省吾君紹介)(第三一三九号)	二二	電料金の値上げ反対に関する請願(伏木和雄君紹介)(第四〇二二二)
二四	同(横山利秋君紹介)(第二〇九五五)	五三	同(佐野憲治君紹介)(第二八七四四)	八六	同(古川喜一君紹介)(第三一四〇〇)	二三	同(伏木和雄君紹介)(第四一三三三)
二五	中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(新井彬之君紹介)(第二五五〇号)	五四	同(柴田睦夫君紹介)(第二八七五五)	八七	同(和田貞夫君紹介)(第三一四一一)	二四	同(伏木和雄君紹介)(第四一六〇〇)
二六	同(池田誠治君紹介)(第二五五一〇)	五五	同(瀬崎博義君紹介)(第二八七七七)	八八	同(井岡大治君紹介)(第三一九九〇)	二五	同外一件(伏木和雄君紹介)(第四三三三三)
二七	同(小沢貞孝君紹介)(第二五五二〇)	五六	同(瀬長亀次郎君紹介)(第二八七八八)	八九	同(小川省吾君紹介)(第三二〇〇〇)	二六	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に関する請願(竹村幸雄君紹介)(第四三三二二)
二八	同(河村勝君紹介)(第二五五三三)	五七	同(田口一男君紹介)(第二八七九〇)	九〇	同(太田一夫君紹介)(第三二〇一一)	二七	中小企業信用保険法に規定する倒産関連業種の再指定に関する請願(小沢貞孝君紹介)(第四三七〇〇)
二九	同(小濱新次君紹介)(第二五五四四)	五八	同(田代文久君紹介)(第二八八〇〇)	九一	同(小林信一君紹介)(第三二〇二二)	二八	同(唐沢俊二郎君紹介)(第四三七一一)
三〇	同(鈴木切雄君紹介)(第二五五五五)	五九	同(田中美智子君紹介)(第二八八一〇)	九二	同(中村茂君紹介)(第三二〇三三)	二九	同(吉川久衛君紹介)(第四三七二二)
三一	同(松尾信人君紹介)(第二五五六六)	六〇	同(多田光雄君紹介)(第二八八二二)	九三	同(小川省吾君紹介)(第三二五九〇)	三〇	同(倉石忠雄君紹介)(第四三七三三)
三二	同(和田耕作君紹介)(第二五五七七)	六一	同(津川武一君紹介)(第二八八三三)	九四	同(小林信一君紹介)(第三二六〇〇)	三一	同(羽田孜君紹介)(第四三七四四)
三三	同(島本虎三君紹介)(第二六九五五)	六二	同(津金佑近君紹介)(第二八八四四)	九五	同(米田東吾君紹介)(第三二六一一)	三二	同(中澤茂一君紹介)(第四五〇三三)
三四	同(三宅正一君紹介)(第二六九六六)	六三	同(土橋一吉君紹介)(第二八八五六)	九六	同(井岡大治君紹介)(第三三〇九〇)	三三	施設園芸用燈油等の値上げ反対等に関する請願(津川武一君紹介)(第四三七五五)
三五	同(井上泉君紹介)(第二七六九九)	六四	同(寺前巖君紹介)(第二八八六七)	九七	同(小川省吾君紹介)(第三三一〇〇)	三四	電料金の値上げ反対に関する請願(伏木和雄君紹介)(第四三七六六)
三六	同(岡田春夫君紹介)(第二七七〇〇)	六五	同(中川利三郎君紹介)(第二八八八八)	九八	同(下平正一君紹介)(第三三一一一)	三五	農業機械のモデルチェンジ規制等に関する請願(庄司幸助君紹介)(第四五〇二二)
三七	同(島本虎三君紹介)(第二七七一一)	六六	同(中路雅弘君紹介)(第二八八九九)	九九	中小、下請企業の経営危機打開に関する請願(村上弘君紹介)(第三三六一一)	二六	中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(佐野進君紹介)(第四五〇四四)
三八	同(田口一男君紹介)(第二七七二二)	六七	同(中島武敏君紹介)(第二八九〇〇)	一〇〇	中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(下平正一君紹介)(第三三六二二)	二七	中小業者の経営危機打開対策等に関する請願(金子満広君紹介)(第四五六八八)
三九	中小企業事業分野確保法の制定等に関する請願(田中美智子君)(紹介第二八九七〇)	六八	同(野間友一君紹介)(第二八九一一)	一〇一	同(山本幸一君紹介)(第三三六三三)	二八	電気料金の値上げ反対に関する請願(伏木和雄君紹介)(第四六七四四)
四〇	中小、下請企業の経営危機打開に関する請願(久保田鶴松君紹介)(第二七六八〇)	六九	同(林百郎君紹介)(第二八九二二)	一〇二	同(渡辺三郎君紹介)(第三三六四四)	二九	中小企業信用保険法に規定する倒産関連業種の再指定に関する請願(小坂善太郎君紹介)(第四八〇八八)
四一	中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(青柳盛雄君紹介)(第二八六三三)	七〇	同(東中光雄君紹介)(第二八九三三)	一〇三	同(山本幸一君紹介)(第三三四七〇)	三〇	特許管理士法制定に関する請願(新井
四二	同(荒木宏君紹介)(第二八六四四)	七一	同(平田藤吉君紹介)(第二八九四四)	一〇四	同(大柴滋夫君紹介)(第三五二〇〇)		
四三	同(謙山博君紹介)(第二八六五五)	七二	同(不破哲三君紹介)(第二八九五五)	一〇五	同(小林信一君紹介)(第三五二一一)		
四四	同(石母田達君紹介)(第二八六六六)	七三	同(正森成二君紹介)(第二八九六六)	一〇六	同(板川正吾君紹介)(第三五七三三)		
四五	同(梅田勝君紹介)(第二八六七七)	七四	同(増本一彦君紹介)(第二八九七七)	一〇七	同(佐藤敬治君紹介)(第三六二二二)		
四六	同(金子満広君紹介)(第二八六八八)	七五	同(松本善明君紹介)(第二八九八八)	一〇八	農業機械のモデルチェンジ規制等に関する請願(庄司幸助君紹介)(第三五七二二)		
四七	同(神崎敏雄君紹介)(第二八六九九)	七六	同(三浦久君紹介)(第二八九九九)	一〇九	中小企業事業分野確保法の制定等に関する請願(寺前巖君紹介)(第三五七四四)		
四八	同(木下元二君紹介)(第二八七〇〇)	七七	同(三谷秀治君紹介)(第二九〇〇〇)	一一〇	中小企業対策に関する請願(野田毅君紹介)(第三六二〇〇)		
四九	同(栗田翠君紹介)(第二八七一〇)	七八	同(村上弘君紹介)(第二九〇一一)	一一一	中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(第三六二〇〇)		
五〇	同(小林政子君紹介)(第二八七二二)	七九	同(山原健二郎君紹介)(第二九〇二二)				
		八〇	同(米原和君紹介)(第二九〇三三)				
		八一	中小、下請企業の経営危機打開に関する請願(正木良明君紹介)(第三〇五七号)				
		八二	下請中小業者の経営安定対策に関する請願(田中美智子君紹介)(第三一三七号)				
		八三	大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の改正等に関する請願(田中美智子君紹介)(第三一三八号)				
		八四	中小企業事業分野確保法の早期制定に関する請願(田中美智子君紹介)(第三一三九号)				

- 彬之君紹介(第四八七七号)
一三二 中小企業対策の強化に関する請願(湊
徹郎君紹介)(第五〇三二号)
一三二 中小企業信用保険法に規定する倒産関
連業種の再指定に関する請願(林百郎
君紹介)(第五〇三二号)
一三三 特許管理士法制定に関する請願外一件
(福田篤泰君紹介)(第五二八九号)
一三四 合成洗剤の製造・販売・使用禁止等に
関する請願(近江巳記夫君紹介)(第五
四四五号)
一三五 同外一件(岡本富夫君紹介)(第五四四
六号)
一三六 同(坂口力君紹介)(第五四四七号)
一三七 中小企業対策に関する請願(小川省吾
君紹介)(第五四四八号)
一三八 特許管理士法制定に関する請願(深谷
隆司君紹介)(第五六六七号)
一三九 中小企業信用保険法に規定する倒産関
連業種の再指定に関する請願(下平正
一君紹介)(第五六六八号)
一四〇 同(中村茂君紹介)(第五六六九号)
一四一 同(原茂君紹介)(第五六七〇号)
一四二 合成洗剤の製造・販売・使用禁止等に
関する請願(阿部末喜男君紹介)(第五
六七一号)
一四三 同(岩垂寿喜男君紹介)(第五六七二号)
一四四 同外三件(島本虎三君紹介)(第五六七
三号)
一四五 同(田口一男君紹介)(第五六七四号)
一四六 同(土井たか子君紹介)(第五六七五号)
一四七 中小企業対策に関する請願(安宅常彦
君紹介)(第五六七六号)
一四八 同外一件(大柴滋夫君紹介)(第五六七
七号)
一四九 同(岡田哲児君紹介)(第五六七八号)
一五〇 同(柴田健治君紹介)(第五六七九号)
一五一 同(田邊誠君紹介)(第五七八〇号)
一五二 同(竹村幸雄君紹介)(第五七八一号)

- 一五三 同(堂森芳夫君紹介)(第五六八二号)
一五四 同(武藤山治君紹介)(第五六八三号)
一五五 同(村山富市君紹介)(第五六八四号)
一五六 同(安井吉典君紹介)(第五六八五号)
一五七 同(山田睦目君紹介)(第五六八六号)
一五八 同外一件(横路孝弘君紹介)(第五六八
七号)
一五九 同(岡田春夫君紹介)(第五八〇四号)
一六〇 同(河上民雄君紹介)(第五八〇五号)
一六一 同(島本虎三君紹介)(第五八〇六号)
一六二 同(島田琢郎君紹介)(第五八〇七号)
一六三 同(塚田庄平君紹介)(第五八〇八号)
一六四 同(芳賀貢君紹介)(第五八〇九号)
一六五 同(日野吉夫君紹介)(第五八一〇号)
一六六 同外一件(山本幸一君紹介)(第五八一
一号)
一六七 同(坂本恭一君紹介)(第五八一二号)
一六八 同(私的独占の禁止及び公正取引の確保に
関する法律の強化改正に関する請願
(佐野進君紹介)(第五八一〇号)
一六九 自動車関連中小企業の助成に関する請
願外一件(春日一幸君紹介)(第五八一
二号)
一七〇 国際貿易の円滑化に関する請願外一件
(渡辺武三君紹介)(第五八一三号)

に質問をしてみたいと思うわけでありま
す。最初に、この問題に入る前に、通産大臣の所見
を伺っておきたいことがあるわけですが、ここ数
日の新聞をにぎわしている報道の中で一番重要な
問題は、三木内閣をやめさせて新しい内閣をつく
る以外、自由民主党は選挙に勝てない、したがっ
て、三木内閣をやめさせることが現在の政局の中
における最大の課題であるということ、福田副
総理あるいは大平大蔵大臣、あるいはその他の有力
者は連日のようにそれぞれの所見を発表しておる
わけでありま
す。
河本通産大臣は、いわゆる三木内閣における大
黒柱というのがどういう意味の大黒柱かわかりま
せんけれども、三木派の大臣として中心的な役割
りを果たしているのだということが巷間伝えられ
ております。私はそれが事実であるかどうかはよ
く存じませんが、通産大臣が今日の不況下に苦し
む経済情勢の中で通産行政を担当して、その役割
りを果たしておるわけでありま
す。このように、政局を動かしておる大きな動き
に対して、経済情勢の見地から、通産大臣として
はどのようにこの事態を見ておられるか。好まし
いことであるか、好ましくないことであるかとい
うことが一つ。
二つには、三木内閣が現在その役割りを果たし
ている中において、巷間伝えられるように、もう
その役割りは終わったと判断しておる人たちが大
部分だと思っておりますが、通産大臣はその問
題についてどのようなお考えを持っておられる
か、この点をひとつ伺いをしてみたいと思われ
ます。
○河本通産大臣 三木内閣が発足をいたしましたのは
一昨年の十二月でございますが、自來約一年半に
なります。内閣発足に当たりまして、公約として
掲げたことが大きく分けまして三つあったと思
うのであります。一つは、政治不信をなくした
い。当時、御承知のような状態でございますが、
政治不信が渦巻いておったわけでありま
す。と
にかく国民の政治不信というものをなくさない限

り、日本の議会政治の基礎は固まらないのだとい
うことで、政治に対する信頼の回復ということ
第一の公約にはしておられたわけでありま
す。こ
の公約は、昨年の通常国会におきまして、政治資
金規正法及び選挙法の改正、こういう画期的な二
大法律の改正ということによってようやく結につ
きかけ
たと思っております。
しかるところ、御案内のようなロッキード問題
が突然ことしの初め以来持ち上がりまして、日
本の国挙げて混乱に陥った、こういう状態であ
ったと思
います。そこで、やはりいまの第一の公約、
政治の不信をなくする、という三木内閣の公約は、
何といたしましても当面のロッキード問題の真相
解明ということによって果たされる。この問題を
解明しないで政治不信の解消ということはあり得
ない、こういうふうな思いが幸い、三木総
理の親書等がアメリカ側に届きまして、アメリカ
側から必要とする資料が順調に入っております
あります。その結果、たゞいま私の漏れ聞くとこ
ろによりますと、ロッキード問題の究明は順調に
進んで、いよいよ核心に入るのも近い、ごく最近
核心に入れる態勢ができてきた、こういうふう
に聞いておるわけでございます。
いずれにいたしましても、ロッキード問題が核
心に入るといふ寸前でありま
す。から、政局の安定
が望まれます。途中で挫折することなく、この
初めのスケジュールがみごとに解明される、そし
て政治不信が解消されるというそのことに對し
て、私どもは強く期待をしておるわけございま
す。
第二の公約につきましては、御案内のように景
気の回復と物価の安定でございますが、これも三
木内閣が発足いたしました当時には、卸売物価が
実に三五%、消費者物価は二五%、こういう状態
でございましたが、現在は卸売物価はやや高目
でございますが、大体年率に直しまして七、八%の
上昇でございます。しかし、これは景気回復期に
はえてしてあることとございまして、これも秋ま
では大体おさまりまして二、三%ぐらいな上昇

に落ちつくのではない。年度間を通じましては、五割という政府の目標というものは達成されるであろう。また消費者物価も、この三月、一けた台という目標は達成されました、それからこの目標、約八割というその目標も達成に向かつていまだ進んでおる。いずれにいたしましても、一年半前の状態と比べますと非常な安定の状態である。

同時にまた、景気の問題でございますが、本日も三月の数字が正確に発表されることになっておりますが、大体生産の回復が一・九割というふうな数字は三・六割というふうになっております。それから出荷の方も三月の状態は約五割増である。したがって在庫もそれに比べて大幅に減つておる、こういう状態でございます、ことの初め以降の景気の回復というものは非常に著しいものがあると思ひます。そして、三月末現在における稼働率指数は八八・八割でございます。現時点ではもうはるかに九〇割をオーバーしておるとは思ひますが、いずれにいたしましても、三月末においてはそこまで回復をした。もともと稼働率はそれから約九割ぐらひ引かなければなりませんから、約八割だと思ひます。しかし、それにいたしましても一年前に比べまして稼働率も約一割上がつてきた。

最近の貿易の動向、国内の設備投資がやや活況を帯びてきたということ、消費の動向等を見ますと、私は、稼働率が九割に達するというこの水準も数カ月のうちに達成されるであろう、こうなりまします、現在マクロとミクロの乖離ということが言われておりますが、この問題はなくなりまして、個々の業種、個々の企業にも好況感が出てくるであろう、こういうことで、大勢としては景気の回復、物価の安定という第二番目の大きな公約というものは順調に進んでおると思ひます。

第三番目の公約は、社会的公正の是正ということでございます。これは第二の公約が実現できまして、そして経済に力がついたときに初めて実

現できるわけでございますが、たとえば中小企業対策とか、あるいは農業対策とか、あるいは社会保障対策とか、こういう対策でございますが、これもさらに一層この経済の力の回復とともに充実されるであろう、こういうふうな理解をしておるわけでございます。

したがって、主だった公約はすべて順調に進んでおりますし、しかも、いま景気回復の非常に重大な時期でございますから、政局が安定をいたしまして、三木内閣のその大きな公約が一層前進することを強く期待しておるというのが私の心境でございます。

○佐野(進)委員 河本通産大臣の立場からはそうでございますが、それを一々私の方から反論を加える必要はないと思ひます。景気回復の勢いについては、あなたはいまお答えになりませんでしたけれども、好ましいことではないというようなことに結論づけられるのだからと思ひます。そこで、私はこのことをききよう質問することと真意ではございませんので、この程度でやめたいと思ひますが、いづれにせよ、あなたが通産大臣になられたとき、まあ三木内閣におけるこの一つの弱点であるとか、欠点であるとか言われたにもかかわらず、一定の役割りを果たしてこられたことは、われわれは評価するにやぶさかでない。特に景気対策について積極的に対応されたこと、その後における動きの中であなたの行動というものが、そういう当初言われたほどのマイナスポイントを出しているというようなことは考えないわけでは。評価するにやぶさかでないわけでは。

ただしかし、私はあなたに対して大変不満に思うことが一つあるわけでは。それは何かと申すと、あなたは政治家であり、通商産業大臣ですから、いわゆる政治的判断に基づいて行政を指導していただくということを私はあなたに期待する。大臣としてのあなたにわれわれもいろいろ言いたいこともある。文句もあるということもありま

すが、それを超越して、河本さんならばこれをやってくれるのではないかと期待したことが大きく外れたことが一つあるわけでは。それは中小企業問題における分野調整の問題です。私はあなたが就任当初から、この問題についてはたびたび質問を続けてきておる。速記録をお読みになればわかるのですが、あなたはその際、前向きに検討します、積極的に取り組みます、いまは行政指導でやりますが、その趣旨はよくわかりますという答弁をしておりました。だんだんそれが前進したのであります。ある時間がたちましたらそれがたつと落ちて、行政指導いたしま

す、そしていまでは、むしろ三木内閣の中において河本通産大臣が分野調整を阻止する最大の役割りを果たしておる。そして、三木派に属する商工委員会に属する人たちが一番分野調整について消極的だといううわさが流れておるわけでは。そして、あなたが指導されておる中小企業庁がこの問題について最も激しい抵抗をしておる、こう言われておるわけでは。

私は、中小企業庁といえども、あるいは通産大臣といえども、あるいは三木内閣といえども、国民が要望し、議会の総意がそこに近づきつつあるときは、率直にそれを取り入れてそれに取り組むという政治的な姿勢、行政的な姿勢があつていいと思うのです。ただ、野党のやつらぎやあきやあ言っているけれども、そんなものは聞くことはないので、われわれが官僚として考えたことは絶対なものであつて、われわれ官僚の考えたことは大臣はこれを聞かなければ仕事にならぬのだ、河本通産大臣が何を言つたところでおれたちの言うことを聞かなければもう浮き上がっていつてしまふのだし、やがてやめていつてしまふのだから、河本通産大臣の在任期間中われわれの役割りを果たさせればいいのだと言わんばかりの行動が中小企業庁を中心にして行われ、あなたはその突き上げで見解がだんだん強くなり、いまやまさに三木派の代議士を通じてこの議員立法をつぶそうとす

る全員一致の決議を否定し、さらにそれだけでなくして、この法案に対するマイナスイメージ的な役割りを中小企業庁に果たさせる、果たしていることを容認するその先頭に立っている、こういう印象は、三木内閣がいままで続き、あなたが通産大臣をいつまでおやりになるか私にはわかりませんけれども、あなたのせつ々通産行政において評価を高くからしめているところにおける一つの汚点として残るのじやないか、こういう気がしてならないわけではありますけれども、あなたはこの問題について、いまの私の質問の一貫した流れの中でいまだう判断されておるか、この点、この際もう一度お聞きしておきたいと思ひます。

○河本通産大臣 いまの通産省全体の考え方は、通商産業政策の中で中小企業問題、中小企業対策というものは最大の課題の一つである、こういうふうな理解をいたしまして、中小企業対策を立案してきておると思ひます。予算も非常に大幅に毎年ふえておりますし、それからその対策の内容もそれ自身が年を追うて充実されておる、こういうふうな私にはまずから評価しておるわけでありま

すが、その中小企業対策の中におきましても、この分野調整の問題は、いま御指摘がございましたように、私どもも、これもまた最大の課題である、こういう理解におきましては佐野委員と全く同じ見解でございます。

しかし、いま御指摘になりました問題は、中小企業の分野調整ということとは最大の課題であるといつても、実際に幾つかのトラブルが起つておるじやないか、そしてそれが本場に解決されておるにやぶさかでないか、だから、ここで法律をつくつてさらに一層これを明確にするべきである、こういう御議論であらうと思ひますが、ただし、解決されておるにやぶさかでないかと言われましても、これまでの実績は、私は大部分の問題は解決されたと思ひます。なお解決途上のものもござい

日本の開発というのが根本的には外国に比べまして非常ににおくれたところ、第一点の問題があらうかと思ひます。たとえば、外国で大きい開発をやっている会社は、ある場合には九十五年の歴史を持つとか、あるいは若くても三、四十年の歴史を持つということに比べまして、日本の歴史を待つといふものに、その歴史がきわめて若いわけ、出おくれたといふところに一つの問題があらうかと思ひます。したがひまして、これを背景といひまして、開発の三要素とも言うべき技術、資金あるいは経験といふのがそれだけ整つていない。したがひまして、こういうギャップをどういふ時間的なスピードで埋め合わせるかといふのが、一番大きい課題ではなからうかと思ひます。

現在、先生の御指摘がありましたように、わが国、開発の業界が非常に苦労しているといふことは、現実の問題はそのとおりでございます。ただしか

し、日本の開発の進捗というものが、それならば世界の各企業が行っている成功率に比して非常に劣っているかということにつきましては、決してそうではないのでございまして、たとえば百本試掘をしまして、その当たる率がたとえば十八本に一本だとか、それからコモーションに乗る、いわゆる開発段階に移るのが六%だとかということ、日本としても決して劣っていないのでございまして、しかし、いずれにいたしましても出回った産業でございまして、これを早く進めまして、この強化をしていくというのが一番必要である。そのためには、非常にたくさんあります会社を今後はどういう方向に持っていくより強化をするか、そういう体制の問題もあわせて考えなければならぬかと私は思っております。

○佐野(進)委員 その開発問題が今日公団において最大の課題であるという形においていまの答弁があつたわけでありまして、現在それぞれ開発会社があるわけでありまして、私の言うことが時期的にもうすでに若干外れているかどうかはわかりませんが、たとえば海外石油開発、三菱、三井、住友、東洋、芙蓉のそれぞれの開発、帝石、ワールドエネルギー開発、石油資源開発、あるいはまたジャパン石油開発等々、多くの石油開発会社があるわけですが、これがそれぞれの立場においてそれぞれの役割りを果たしておられるわけですが、その開発指導の面に関して、どの企業に対してどのような指導をなさっておられるのか。指導というか、援助というか、対策というか、そういうことをなさっておられるのか。特に、それぞれの企業の中でどこをあなた方公団は対応の中心にしておられるのか、この点、ひとつお答えいただきたい。

○倉八参考人 開発の基本というのは民間主導型で、国家資金を預かっております公団が、いろいろの形において、出資あるいは融資の形においてそれを助成申し上げるというのが私の公団の使命でございまして、それで、いまお挙げになりました会社の中にはいわゆる統括会社というのが含まれております

が、それに対する助成の仕方はどういうことかと申しますと、あるところのプロジェクトに、会社がこういふところに進出した、あるいはこういふところで試掘をしたい、探鉱したい、そういうアプリケーションを持ってきますと、私の方では、それは技術的に十分可能性ありや、あるいは資金的にそれをサポートできる余裕ありやということ、いろいろの面から考慮いたしまして、ある場合には出資の形におきまして、ある場合には融資の形においてそこに助成するということが中心でございまして、したがって、ところによりましては、たとえば大陸だなどというものは最大限の重点を置かなければいけない地域でございまして、から、そういうところには、融資をするにしましてもほかの地域よりも融資比率を高めるといふような、いろいろのアイデムを政策の間にまじらせてやっておりますわけでありまして、

○佐野(進)委員 そこで、この融資の対象のそれぞれの企業に対して、あるいは出資の対象のそれぞれの企業に対して、いままで総額どの程度の出資、どの程度の融資をしておられるか、この際、明らかにしていただきたいと思ひます。

○倉八参考人 お答えいたします。いままで公団が融資の対象にした会社数が三十五社、プロジェクト数にいたしまして四十五プロジェクトでございまして、それで、公団がこれまでから八年半ぐらひになります、その間に投融資した総額が約二千二百億円でございまして、二千四百億円でございまして、内訳を申しますと、出資が千三百億、融資が千億円でございまして、

○佐野(進)委員 総裁、突然あなたに質問するのだから、あなたが突然の質問にお答えできないのは当然だと思ひます。ですから、不確かなお答えをされるよりは、確実なお答えをしてもらわないと、速記録に残りますから、そういうことでは後でわれわれ困ります。おわかりにならないけれども、順序として聞いておるわけです。

いま二千二百億というのは二千四百億だ、こう言われておるわけですが、その中においてジャパン石油開発に対しては幾ら出資ないし融資をしておられますか。

○倉八参考人 出資が三百七十五億円、融資が八百六十億円、合わせて一千二百三十五億円でございまして、

○佐野(進)委員 総裁、どの程度公団がいままで出資したかという、三十五社ないし四十五プロジェクト、それに対して二千四百億という出資ないし融資をしておる。その半分以上の金額がジャパン石油開発に投融資されているわけですが、そうすると、公団の業務の大半はこのジャパン石油開発というところに向けられていると言つてもいい過ぎではないわけですか。そうすると、あなたがいま公団として対応するお仕事の中で開発が最も重要な仕事だと言われているとすると、最も重要な仕事はこのジャパン石油開発であるというぐあいに判断してよろしうございまして、

○倉八参考人 どうお答えしたらいいですか、もちろん金額的には先生の御指摘のとおりで、圧倒的な部分がジャパン石油開発に行つておるわけですが、しかし、それは例のBPの利権を買つたときの金も含まれておまして、いまは石油を日本へ輸入しておりますが、それも順調にいつております。しかし、公団の立場としましては、ジャパン石油開発だけに重点を置くということもさることながら、ほかのプロジェクトもございまして、それから、そういうところにつきましてもあわせて最大の努力をしておるというのが現状でございまして、

○佐野(進)委員 総裁、私の質問しようとする意味がだんだんおわかりになつてこられたでしょう。私はあなたが流通の面についても意見があると思つたのですが、これは後で増田長官にお伺ひしますが、開発の面だけにしぼつていまお伺ひしているわけですか。

千二百三十五億円の投融資をし、八年間の公団投融資の中における最大の力点をこの企業に入れ

ているのです。そして、この企業は順調に推移していると言われておりますけれども、五十年十二月期に百七十億円、累積赤字は二百九十八億円。千二百三十五億円を投融資されているこの企業、これはもちろん公団だけではございせんが、二百九十八億円の欠損を出している。しかもその出資の金額の割合も、いまあなたの言われているような形の中でBPから分けてもらったと言われながら、その比率も下がっている。そのような状況の中で、OPECのいわゆる国有化政策の中で当初の投資の目的からすれば結果的に非常に効率が悪くなつておる。

こういう形の中で、開発ということよりも、既開発されていたところの株を買ひ、そこで会社を設立し、さらに投融資をこれほどして、その効率が下がり、赤字を出している、こういうことは、公団のいわゆる開発業務の中においては非常に力を入れておるがゆゑに、本来のあり方として若干邪道ではないかという懸念を私は持つておるわけです。

これは本質に触れる問題だから、あなたは先ほど余り簡単に御答弁なさつたから私は特に質問し直したわけですが、問題の本質は、石油開発業務というものは大変な仕事なんです。したがつて、当たれば千金、失敗すればただ、これは選挙と同じようなものです。そういうような仕事をやるにしましては、あなたのいまの私に対する答弁の仕方というものは、公団総裁としては私はきつめて誠意がないのじゃないかという気がしたわけなんです。しかし、あなたの人柄はそうじゃないと思つて、別にここであなを個人的に指摘しようとは思ひません。

ただ、そういうような形の中でいながら、なお石油開発公団は、この赤字の出ていることは大したことじゃないのだ、ここの金額で言えば八百五十億円の融資規模があるので、これらの赤字を埋めながら、なおかつジャパン石油開発を積極的に支援していくのだ、その資金の大部分を投資し

てやるかやらないかはわかりませんが、そういうことになる、特定の開発会社に対してのみ石油開発公団は特定の結びつきを強める、こういう印象をぬぐい得ないと思うのであります。こういう印象をぬぐい得ないような公団の運営をなさっておられるということは、あなたにかわつてからもう長くないから、あなたの責任とは言えませんが、大変疑問点があるような気がするわけです。ことし八百五十億円の融資規模の中で、ジャバ石油に対してどの程度の融資をされる御計画か、お示しをいただきたい。

○倉八参考人 二百億足らずと予定しております。それは探鉱資金でございまして、アブダビに鉱区がありますが、それを探鉱する資金でござい

ます。
○佐野(進)委員 きようはその問題をやるのが目的ではございませんので、この程度で打ち切り。ただ、私が先ほど来質問してきた経過を総裁によくお考えになっていただいて、開発事業は公団の最大事業であるとするならば、そして政府出資の公団としての立場におありであるとするならば、いま私の質問し続けてきたこの経過の中において、問題の本質をひとつ正しくおつかみにな

って、正しい運営をしていただくことを要望いたしたいと思ひます。特に石油開発公団の倉八総裁とこの会社の社長とは同じ九州出身で大変仲がいい。財界における石油庁長官と称される人と公団の倉八総裁とは、まさに剣頭の交わりとまでは言

いませぬが、大変仲がいいと言われるうわさの中でこれらの業務が展開されることのないよう、強く要望しておきたいと思ひます。
そこで、流通面について、今回の改正の主要な点を増田長官にお伺いしておきたいと思ひま

す。
時間がかうなくなりましたので、たつぷりやりたいと思つてこんな質問事項をよけい用意しておつたのができないのが残念であります。今回のこの法律改正に基づいて公団に出資し、公団をしてその業務を行わせるいわゆる企業の再編成問

題について、どのような対象を考えておられるのか、この際、明らかにしていただきたい。
○増田政府委員 今回、石油開発公団法の一部改正といたしまして、石油開発公団の臨時業務、これは附則に追加するという事で、石油産業の構造改善事業に要する資金の出資及び融資業務を追加するという内容になっております。この対象は石油製品の販売業者、具体的に言いますと元売業者でございますが、元売業者が構造改善事業を行うときにこれを支援するための出資金あるいは融資を行う、こういうことになっております。構造改善事業と申しますのは、いわゆる販売部門における集約化事業でございまして、さらに具体的に申し上げますと、合併とかあるいは販売部門の統合ということによりまして構造改善事業が行われ

ましたときに、国としてその必要資金を出資または融資の形で出す、こういうこととござい

ます。
現在私どもの方で考えておりますのは、元売業者が集約化を行ひまして、そして構造改善事業を行ひましたときに、相当な資金が要するという事で、これの必要資金を国が援助して与える。その方法としては二つございまして、一つは、今回の法の改正をお願いいたしておりますような出資を主体といたします形でございまして、構造改善、集約化を行ひました企業が出資金が必要だとい

うときは石油開発公団を通じて出す、しかし、出資は欲しくない、融資をしてもらいたい、こういう場合は、これは日本開発銀行から出すという形になっております。そうなりますと、出資が融資というものを要するということ、これは集約化する企業の方から申し出がありまして、出資が必要だといふときは石油開発公団に申し込む、融資が必要だといふときは日本開発銀行に申し込む、こ

ういう形になっております。
さらに若干つけ加えて申し上げますと、この構造改善、集約化の事業というものは、これは国が押しつけて直ちにできることではございません。国がいろいろ地盤づくりをしたり、またその必要性

についてこれを説得するという立場まではござい

ますが、あくまでも業界の自主的発意によつてきていく。そして、その業界が自主的に構造改善事業を行うというときに資金が必要であれば、それに対する支援体制として、先ほど言いましたように、出資は石油開発公団、融資は日本開発銀行から出すということとござい

ます。
大体以上申し上げましたのが構造改善に関する考え方でございます。
○佐野(進)委員 長官、大体私もその程度のこと

はわかつておるのです。だから、問題は、あなたが今度エネルギー庁長官として今国会に法案をたたくさんお出しになりましたね。大陸だな協定から、金属鉱業事業団から、ほんのこの前趣旨説明があつたいわゆるガソリン法と称するもの、その中で一番スポンサーの少ないのが、スポンサーとい

うのはつまり後押しの少ないのがこの法案だと、こう言われておるのです。スポンサーが少ないよりも、むしろこの法案に対して足を引っ張る方が多いんじゃないか。そういう中でエネルギー庁長官は大変苦勞をしながらこの法案の成立に努力をしておる、こういううかがいられるのは聞いておるわけですね。そういうことが、私が先ほど質問した中で、どうしてそういうような形になつたのかということをお聞きしたかったわけ

です、これはうそか本当かわからないけれども、そういうような状況下になつたとするならばこの法律の意味がないのか、あるいは、いやそうじゃない、この法律が存在し、いま言った融資なり投資なりする形の中で、業界が近代的な装いという

うか、体制に对应できるような条件をつくり上げるために絶対必要だとするならば、それはどれとどれとどれをどうやったらそうなるのか、こういうことを私は聞いておきたい。また、もうそういうことを私に実を聞いておきたい。あなたの方のお考えとその企業の考えにギャップがあるならば、そのギャップを埋める方法は一切何なのか、こういうことを実はお聞きしたいという意味で質問をしておるわけです。

○委員長退席、橋口委員長代理着席
○増田政府委員 今回石油開発公団法の改正によりまして構造改善の支援体制というものをいたしました理由につきましては簡単に申し上げたいと思ひますが、石油危機を経験いたしました後、今後のエネルギー政策、石油政策の最大の基本問題と

いうのが、石油の安定供給、エネルギーの安定供給ということとございまして、ところが、日本におきまして、石油につきましてはこれを供給いたしております石油産業が非常に弱い、またいろいろ問題がござい

ます。
これは先生も御存じのように、外資系と民族系という両方の企業がございまして、また末端におきましてはいろいろな過当競争が行われております。これらによりまして現在の石油産業の経営状況というものが非常に悪化しております。一部民族系の企業が累積赤字を膨大に負つておられて、いわゆる資本金を超えまして債務超過、累積赤字が資本金を大幅に超えている会社も数社出てきておるわけとございまして、先ほど申し上げましたように、エネルギーの供給、ことに石油の供給を担当いたしました石油産業がこのような崩壊寸前と申しますか、非常に状況にあるということにつきましては、今後の国民経済の安定的発展にとり

まして非常な問題が残っておるわけでござい

す。そこで、こういう状況を直すために石油産業の構造改善、体質の強化というものが要するという

ことで、昨年から石油産業の構造改善が必要であるということを私も説いておりました。また総合エネルギー調査会の石油部会の中答申で、今後の民族系企業をこのまま放置するならば、石油の安定供給についていろいろの問題点が出るおそれが多分にあるという結論に到達しておるわけでござい

ます。そういうことから、石油産業の構造改善を一日も早く進めなければならぬわけでござい

ます。それから、ただいま先生から御指摘がありましたように、業界の一部で、最近、標準価格で価格の問題が解決した、については、もう通産省の言っておる構造改善などは鼻もひっかけないといううなことを一部の方々が言っておられるのは、私も聞いております。聞いておりますが、私自身、この構造改善はぜひとも必要だということで、各石油会社の首脳の方々とそれぞれお話しして

おりますが、少なくとも私とお話ししました各首脳の方々は、現在の石油産業をこのまま放置したら日本経済にとって非常に問題である、自分はそれを十分理解している、しかしながら、ここで急に合併と言われたのでは、従業員に対する立場あるいは株主に対する立場があるということで、やはりこの問題については相当な準備、それから段階を経てやっていきたい、ただ構造改善、石油産業の集約化については理論的には全く正しいと思っ

ているというところでござい

ただ黙って見ておる、あるいはその必要性を口だけで説いて、石油産業の自覚によってやらせるということではなくて、政府も政府なりにそれに対する支援の体制を整えるべきだ、これが今回の石油開発公団を通じます政府資金の供給でござい

ます。そういうことで、いろいろ議論がござい

ます。ござい

ます。ござい

ます。ござい

ます。ござい

略いたしたいと思

ただ、総論的な質問で終わらざるを得なかつたわけですけれども、困ったから金を政府の方で出せ、融資もさせろ、そして何とかしろ——たとえ

ば去年のいまごろでしたか、この前の公団法の改正の参考人呼んだ人たちの大部分は、当時困っている最中でしたね。だから、もう国営以外にはないのだという発言をされた参考人もいるわけ

です。ところが、今日大分情勢がよくなった。政府がせっかく金をやろうと言ったって、そんなものは鼻もひっかける必要はないや、つまらぬことを指図されてはたまったものではない、おれたちは公団の下に立つてそんなことをやられる必要はないのだという印象があるとすれば、これは経営者として誤りで

す。困ったときでも困らないときでも、もちろん政府の指導なりあるいは支援なり受けるということは当然あり得たとしても、経営者としては一貫した姿勢のもとに、そのときどきの情勢に対応することではなければならぬ

と思うのです。私は、この法案が通っても、公団総裁がい

らっしゃいます。その融資については政府と公団一

いなる情勢が重なったものですから、石油業界の代表の方が来られて、そして石油業界再建のために政府もひとつ力をかけてもらいたいという強い要請がございました。石油業界の実情は、すでに表面だけでも二千億円という赤字が累積をしておるし、過去の蓄積も使い果たした、このま

まいけば毎年数千億円の赤字が出る、企業の経営はむずかしい、維持することはできない、であるからぜひ政府の力をかりたい、こういうお話があつたわけでござい

ます。そこで、政府はいろいろ考えまして、石油需給の見直しであるとか、あるいはまた標準価格制の設定であるとか、需要者に対する石油産業再建のための協力依頼であるとか、いろいろのことを積極的にやってきたわけでござい

ます。なお、私はそのときに申し上げたわけであり

ますが、石油業界は乱立状態であつて、いまのままでは困るのじゃないか、何か業界自身の発意によりまして、業界自身が自発的な考えを示されることによつて何か体質の強化というものをや

っていただきたいということを要請したわけであり

ます。それじゃやります、体質強化も必ずやります。こういうことであつたわけでござい

く、そうして石油の安定供給を図っていく、こういう考え方でございまして、石油業界の体質の強化というその基本方針は今後も貫きたい、かように考えておるわけでございまして、業界の方々も昨年の秋のお話をひとつぜひとも実行していただきたいというのが政府の考え方でございまして。

○倉八参考人 お答えいたします。

いわゆる精製、販売面のダウンストリームと申しますが、その強化というところは、開発にも非常に大きい、いい影響を与えてくるわけでございまして。御承知のように、世界の各メジャーを見ましても、例外なく開発から販売まで一貫的にやっております。ところが、われわれ公団としましては、できるだけいわゆる精製、販売業界も開発に力を入れてくれというのが一番大きい望みでございまして。

そういう意味におきまして、体質が強化されることはきわめて歓迎すべきことであります。私の方の仕事は通産大臣の認可を受けてやる仕事でございまして、いま先生の御指摘のような点を十分踏まえまして進めていきたい、こう考えております。

○増田政府委員

国民経済の維持のためにきわめて重要な地位を占めております石油というものの安定供給を確保するための石油構造改善事業、これに今回の改正がお許し願えば支出するというところで、この使途その他につきましては、先生から御指摘のあった方向でこれを使っていくわけでございまして。そういう意味で、百億円を支援体制として用意いたしますが、石油産業の構造改善という線に沿った内容でなければこれは支出しない、こういうことで考えております。

○橋口委員長代理 近江已記夫君。

○近江委員 最近の原油価格を見ておると、サウジアラビアあるいはクウェート、イラン等が若干の値下げを実行しておるということを聞かされておるわけですが、OPECの内部でも足並みの乱れというものが現れるように思われるわけであり

ます。この二十七日からバリ島におきましてOPECの総会が開かれるというのを聞いておるわけですが、ここでは各国いろいろな考え方があろうでございしますが、いまいろいろ観測されておる状況を判断しますと、五割ぐらい引き上げるのではないだろうかとというような見方が行われておるように思われるわけでございまして。

そこで、政府としまして、最近のOPECの情勢、あるいはバリ島総会についてどういふ分析をなさっておられるか、見通しを持っておられるか、このことにつきまして最初にお伺いしたいと思っております。

○河本國務大臣 五月の下旬からインドネシアのバリ島でOPECの総会が開かれるわけでございしますが、その一つの議題は、七月以降の原油価格をどうするかということでございます。

現在、OPECの生産は若干ふえております。しかし、若干ふえましたが、三千八百百万バレルの能力に對しまして、大体まだ二千六百万バレルぐらいの生産水準ではないかと思うのです。でありますから、その余力というものは約千二百万バレルも余っております。こういう状態でござい

す。それから景気の方は、世界全体、先進工業国を中心といたしまして、昨年の秋以降、一部の国はことしになりましてから順次回復の傾向にありまして、アメリカを中心とする石油の需要は拡大しつつあります。しかし、なお大勢としましてはいま申し上げましたような生産の状況でござい

ます。そういう中におきまして、いわば簡単に言いますと油が余っているという中にありまして油の値段を上げるということとは、大体経済原則を無視した行き方でありまして、しかし、油の値段というものは経済原則を無視して、常に最近政治価格によつて決定されておるわけであります。ついで先ごろまでは、値上げがない、こういう見通しが

値上げがあるのではないかと見通しも出てまいりました。メジャーオイルなどはそれを見越して盛んに油の買いだめをやっておる、こういうことを見ますと、そういう傾向は否定できないと思ふのでござい

ます。しかし、何分にも需給関係が非常に緩んでおるといふときでございまして、昨年の秋と同じように無理やりに若干値上げをするということに公的に決めましても、なかなかそのとおりにいかないと思うのです。昨年の秋も形式上の値上げがありまして、実際は取引条件の改善等によりましてその値上げは表面どおりは実行されて

いない、こういうことでございまして、ことしも、私は、こういう需給関係のもとでは、値上げが行われなくてもそれは有効には実行できないであらう、また日本はそういうことを十分考慮して、その間有利に、できるだけ安い油を、しかも長期安定の形で購入しなければならぬというのが日本の戦略ではなからうかと思ひます。

○近江委員 大臣の判断としては、若干の値上げといひますが、それが予想されるというふうな、それは状況判断でそうおっしゃっておるわけですが、もし仮にうわさされるような五割程度というものが引き上げになった場合、わが国の影響はどういうふうに出てくるのですか。仮にこの五割ぐ

らいというところを仮定した場合、影響度はどのように見ておられますか。

○河本國務大臣 石油代金はざつと年間二百億ドルでございまして、形式的には若干の影響が出ることにあります。けれども、くどいようでありま

すが、昨年の秋も実際は値上げはしてない国もありまして、むしろ引き下げた国もある、こういうことでございまして、まあほとんど影響が出ないと思ひます。

それから、私が値上げの傾向が最近出てきたと言いましたけれども、これは断定的なことではございせん、つい先般までは値上げがないといふのが大勢であった、しかし、最近ごく微調整的な値上げの傾向も一部には出ておるといふこと

でございまして、私どもは値上げのないことを強く期待をしております。

○近江委員 それは、この値上げをなくし、むしろ安くさせる方向にわれわれとしては努力しなければならぬわけでありまして。しかし、現実の問題として、政治的なそういう動きというものがいままでOPECでは非常に強い決定力を持つておるわけでありまして、そうした覚悟はしておかなければならぬのではないかと、このように思ふわけであり

ます。そこで、政府はこの十三日、石油製品の標準額の廃止を決められたわけですが、これを廃止されたというところは、よく政府がおっしゃっております新価格体系への移行が終わった、このように判断されて廃止されたわけですか、ちよつとお伺い

します。

○増田政府委員

先般標準価格の廃止を行ったわけでございしますが、この標準価格制度は私どもの方は昨年の十月のOPECの値上げというものが石油産業の最大の不況の中に行われ、このまま放置すれば石油産業の今後についていろいろの障害が起るという判断で、臨時、暫定的な措置として行つたわけでござい

ます。そういう意味で、これがほぼ達成したということになりましたので、五月十三日付でその告示の廃止の手続をとつたわけでござい

ますが、石油の現在の価格というものは、これは原油が、先ほども大臣からお話がありましたように、常にOPECの総会で浮動しております。流動的でござい

ざいます。

〔橋口委員長代理退席、安田委員長代理着席〕

○近江委員 政府は標準価格の廃止をされた、その後は石油業界としては値上げの動きを盛んにしておるようであります。たとえばLPGの値上げをしようとして、トン当たり四千五百円から五千元を六月一日から実施の予定である。そうしますと、この家庭用プロパンガスの値上がりを見てまいりますと、店頭でも販売価格が十キログラム大体千六百五十円、現行が千五百円ですから、これが百五十円の値上がりになるだろう、このようにも言われておるわけがあります。これはいつも申し上げておりますが、これだけの不況、またその中で今年の春闘は一けたである、こういう中で公共料金がメジロ押しに引き上げをされようとしておるわけでありまして、そういう中で石油製品がまた引き上げを図ろうとしてきておるといふ動きについて、政府はどう思いますか。

○増田政府委員 石油の価格につきましては、標準価格廃止後いろいろな動きがございます。石油産業は非常に大幅な赤字を現在もまだ抱えております。何とかその値段を上げたいという気持ちはありますが、ただ、これにつきましては、先ほど申しましたように需給によって決まるわけでございまして、現在のところ大幅な値上げというものは私はなかなかむずかしいと思っております。また大幅な値上げは物価問題その他にいろいろ響きますので、これについては十分監視していききたいと思っております。

特に石油製品の中で問題になりますのは、先生のお挙げになりましたLPG及び灯油の価格でございます。灯油につきましては、毎月日本各地での調査を行いまして、この動きについて十分強い監視をいたしております。不当な値上げ、不適正な値上げというものがもしありましたときには、行政指導をやりまして、国民生活に直結いたします灯油の価格というものについては十分指導していききたい、こういうふうに思っております。

それから、いま先生からお話のありましたLPGにつきましては、これは御存じのように非常に原料価格というものが上がってきております。ただ、これにつきましては、原料価格は実際の小売価格に比較いたしまして大体三分の一、五百円前後というところございまして、輸入価格が動きましたときにその若干の調整はやむを得ないと私も思っております。ただ、それがさらにはね返りまして、いまの小売価格の千五百円にはほとんど響きのない形だというふうに思っております。今後、もしLPGの消費者価格が上がるようないろいろな問題があるようでしたら、これにつきましてもたまたま灯油について示しましたと同じように監視体制、行政指導というものをやっていきたい、こういうふうに考えております。

○近江委員 これは十分監視してもらわないと、私が予算委員会、また本委員会でもこのやみカルテルの問題を取り上げたわけですが、非常に石油業界というのは多かつたわけですね。協調体制といいますが、そういうものが非常に強いわけですよ。こういうことを歯どめをかけていかないと、これはもう本当に幾らでもこういうふうなやつてきますよ。これでは幾ら原油が高くなつたからとか何とか言っても、政府がそういうことを見過ごしていくような姿勢がありますと、これは国民の理解も信頼も得られませんよ、国民生活を守るという皆さん方の真剣な姿がないと。

いま長官は、そういう小売のところまでこれは波及はしない、もしそういう動きがあれば厳しく監視をし、また指導していくとおっしゃっているわけですが、ぜひこれは言葉だけに終わらずに監視してもらいたいと思っております。これはひとつ長官の実行を見守っております。

それから、電力にしましてもガスにしましても、これは石油、C重油にいろいろ関連してくるわけですが、御承知のようにいま電力の四社の申請が出されております。この間は関電がその意向を示したわけですね。また、東電が七月に二七%前後申請をする。東京瓦斯は二八%から二九%値

上げる。これはいつも本委員会で論議いたしておりますが、これは本場に各社厳しい査定をしなればならぬのは当然でございますが、こういう大幅な引き上げというのは、今後の設備投資であるとか、そうした予想されることに対処して、そういう認可をしていく条件に入れておられるように思うのです。現時点におきましてはそんなに苦しい状態でも何でもありません。このように東電なり東京瓦斯が予定どおり申請を出してくるということに対して、どう思いますか。

○増田政府委員 現在、電力会社四社の申請を受け付けておまして、私もいろいろ情報として聞いておりますところでは、続いて関西電力が申請を出してくるということですが、これもまだ会社から正式には聞いておりません。それから、いま先生からお挙げになりました、たとえば東京電力あるいは東京瓦斯という各社が料金の改定を申請するということは、これは会社側から何ら聞いておりません。

ただ、私どもの方といたしましては、この料金の問題につきましては、原価が上がれば、その原価を賄うだけの料金になつていないということで申請が出れば、その申請が適正かどうか、原価を厳正に査定をいたしまして、そして必要があるという判断であればそれを認めるし、またそういう内容でないということであればこの料金の改定を認めない、こういう立場でございます。現在、電力事業及びガス事業につきましてはいろいろな意味の原価が上がつておるといふことは聞いておりますが、しかし、これにつきましてはできるだけ現行料金で維持していくということで従来から指導をいたしておるわけでございます。原価構成がその後どういふふうになつていくかという経緯によりましてこれを判断したい、こういうふうに思っております。

○近江委員 先発四社の電力値上げ申請は、政府としては、いま通産内部として査定はほぼ結論に近づいているのですか。この前の委員会でもお聞きしましたけれども、予定はどうなんですか。

○増田政府委員 現在受け付けております電力四社につきましては、各会社の特別監査というものを終了し、また公聴会につきましても、この十四、十五日で北海道におきます公聴会が完了いたしております。私どもの方の査定には、公聴会の意見というものを十分考慮しながら査定しなければなりませんので、現在これらの意見を頭に入れながら査定作業を行つておるわけでございます。現在まだ査定作業中でございまして、できるだけ結論を早く出したいと思っておりますが、現在のところはまだ終わつておらないということでございます。

○近江委員 結論を早く出さなければならぬわけですね。私が申し上げておるのは、この前の答弁では今月いっぱいぐらいで通産省として検討を大体終わる予定だというふうなお話がありました。それが、それでは拙速過ぎる。もっと慎重にやりなさい。いままでの値上げ問題であれば三カ月ぐらいかかっているわけですね。あのオイルショックのときには一カ月ぐらいで、非常に早過ぎた、おかしい、こういう論議があつたのですが、大体今日のこのような不況、インフレのさなか、国民生活を圧迫するような値上げ問題を、通産省が厳格な査定をするのにそんなに早くできるわけがない。早いということは業界に迎合しているのです。慎重にやりなさいよ。こんなものは何も急ぐ必要はない。そういうことで、関電初め東電あるいはガス会社が統々と値上げを図つてきておられますが、これは先ほど申し上げたように慎重に、長時間かけて検討していただきたい。決して早まることのないようにやっていただきたいと思ふのです。

それから、二段階値上げ、あるいは一回の値上げを考えておるのか、これはどうなんですか。

○増田政府委員 現在、四社につきましては、これは厳しく査定をいたしておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、この査定作業がまだ終わつておりません。それで、今後の料金につきましては二段階というこの説もいろいろ

出ておりますが、私どもは、申請しております原価内容が適正であるかどうかということの厳しい査定中でございますので、今後これを二段階方式でやるとか一段階方式でやるというのを頭に入れたら査定をするのは、むしろ不適当だと考えております。そういう意味で、厳正な査定が終わりまして後、またこのやり方について考えていきたいと思っております。そういう意味で、現在の作業としては一段階方式の作業を行っております、こういうことでございます。

○近江委員 先ほど申し上げましたように、この電力、ガス等につきましては、ひとつ厳しいという査定をやっていたきたい。特に申し上げておきます。

それからまた、鋼材の値上げ問題、これも私は毎委員会でも申し上げておりますが、前回は新日鉄が主導でやってきた。そのときには、同調値上げというので公正取引委員会が非常に目を光らせた。そういうこともあったのかどうか知りませんが、今度は新日鉄が後ろについてくる、こういうふうなことで、しかも大幅な三年続きの値上げをまたしようとしておられるわけですよ。一つ一つの意見を聞いていけば、皆それぞれの窮状を言うでしよう。だけれども、輸出も最近伸びつつあります。稼働率だって上がってくるわけですよ。原価だってそれによって下がってくるわけですよ。状況は変わってきておられるわけですね。景気だつてうにか底からはい上がろうとしてきているわけでしょう。そういう中で、何もかもそういう業界の言うことを通産省が聞いて認めていくということになってきたら、一体どうなりますか。

この鋼材の三年連続の引き上げにつきまして、また、私が申し上げた新日鉄が後ろについてくるというふうな巧妙なやり方に対して、政府としてはどのようにごらんになっておりますか。

○河本国務大臣 鋼材の価格を決める場合に、私は、鋼材が非常に大きな輸出産業であるという観点に立ちました場合には国際価格を無視して決めるはずはない、こう思います。現在のところ、日

本とヨーロッパ、アメリカ等の国際価格を比較いたしますと、日本の方が約二割前後安い水準にあります。最近先方も若干の値上げをいたしましたので、今回日本にどの程度の最終の値上げがあるかわかりませんが、巷間伝えられておるような値上げが仮にあるといたしても、なお私は二割前後の国際価格との差はある、低い水準にある、こういうふうな大体想定をしておるわけでございます。とはいえ、鋼材というものは基礎物資中の基礎物資でありますから、やはりその値上げは産業全体に非常に影響を及ぼすということでありますので、当然その値上げは慎重でなければならぬ、こう思います。国際価格だけでは決めるべきではない、こう思うわけでございます。

しかし、本日の新聞等の記事に出ております程度の価格、つまり一〇%を若干超えたところ、こういうところであれば、私は大体当事者間で話し合つてもらいたい、こういうふうな思ふのです。非常に大きな値上げ幅であつて、そしてそれが非常に悪い影響を物価全体、経済全体に及ぼすという場合には、当然政府も行政指導をしなければならぬと思ひますが、現時点では、政府は介入して行政指導をするという考え方はございません。メーカーと需要家との間でそこは十分話し合つて決めてもらいたいというのが、政府の希望でございます。

なお、これは景気の回復がどんどん進んでおりますので、鉄鋼の方はことしの初めは約七〇%程度の操業率でございまして、一般の産業の操業率よりも若干低いという水準でありましたが、私はことしの後半の見通しは、八五%までぐらいい回復するのではないかとと思ひます。したがいましめて、当然鉄鋼の値上げも、現時点における操業率ではなくして、景気回復につれて操業率が上がるということを前提として計算すべきである、それを織り込んだ価格にしなければならぬ、こういうふうな考えをおる次第でございます。

○近江委員 一〇%程度ならば政府としては介入しない——一〇%といひましてもこれは大変なものですよね。薄板で約一万円近くになるわけですね。そうなつてきますと、電気製品であるとか自動車であるとか、いわゆる基礎物資の中の基礎物資といふことをいふまでもおつたわけですが、これはもう波及するところが非常に大きいわけですね。だから、ただニューザーとの自主的な交渉を見守つておるという姿勢だけではなくして、実際にそれだけの値上げをしなければならぬのかというその辺の問題につきましましては、やはり政府としては国民生活に与える影響度から考えて厳しいという指導をすべきだ、このように思ふのです。現時点においてはやはり見守るという態度に変わりはなくわけですか。

○河本国務大臣 通産省の基本的な考え方は、物の値段は需給関係によつて原則的には決まるわけでございますから、できるだけ行政指導しない、できるだけ介入しない、需給関係によつて、あるいはまた業界間の話し合いによつて決めてもらいたい、それがもう基本原則でございます。よほどのことがございまして、その産業が壊滅に瀕するとかそういう場合には、先般石油などは石油業法という法律に基づいて標準価格を設定したわけでございますが、今回の鉄のごときも二、三%前後というふうな言われておりますが、国際価格から見ますと相当低い水準にありますし、それから最近、鉄鉱石とか石炭などの値上がりも相当あります。それからさらに、鉄鋼会社のこの三ヶ月の決算は実質上相当大幅な赤字である。表面は含み資産を処分しまして、いわゆる蓄積を処分しまして形式は整えておりますけれども、実質上は非常に大幅な赤字である。しかも国際価格水準よりも相当安い、こういうことを考慮しまして、業界同士、メーカーと需要家との間でひとつこは十分話し合つて適正な価格を決めていただきたというの、いまの政府の考え方でございます。これに行政介入するという考え方はございません。

○近江委員 業界の自主的な交渉に任せるといふことをおつしやつていふのですが、前回引き上げのときにも、公正取引委員会が指摘しておりますように、同調引き上げをやつていふわけですね。そういう疑いがきつて強いわけでしょう。結局こういう寡占体制、独占体制といふものが非常に広がつてきているわけですね。ですから、形は業界同士のそういう自主折衝であるといふようなことを言つておられますけれども、実際にカルテルがあるとかないとか、これは公正取引委員会が判断する問題で、われわれのところには何の資料もありませんから、あるともしも言ひませんけれども、しかし、前回のときには、先ほど申し上げたようにきつめて疑いが強い、公取がこういう判断をしておるわけでしょう。そういう背景の中で行われるわけですよ。

ですから、自主交渉なんて言つたつて、これはやはりメーカーのそういう意思をほぼ統一した姿勢でやるわけですね。鉄は産業の米ですよ。そういうふうな言ひなれば寡占体制の構造の中で行われておるのですから、普通の中小企業の業界とは違つておるわけですね。それだけに政府としてこれは介入すべきだ。こんな連続三年もほとんど引上げてくる、そういうことについてどうも事情を詳しく、厳しく政府として聞きだして、指導すべきは指導していく、こうしていかなければいけないのじゃないか、いかがですか。

○河本国務大臣 仰せのように、鉄はとにかく基礎物資中の基礎物資でございますから、影響するところは非常に大きいと思ひます。でありますから、私どももその値上げができるだけ小幅であるというのを期待しておるわけでございます。が、しかし、アメリカの鉄の値段が一体幾らしておるか、ヨーロッパの鉄の値段が幾らしておるかというのを調べて見ますと、やはり日本よりも二割前後高い水準にある、こういう状態を見ますと、日本の鉄鋼メーカーも決してめちやくちやなことを言つていふわけではない、私はこういうふうな思ふのです。しかも、決算内容などを見ましても、実質上相当大幅な赤字になつておる、こういうことを考えますと、非常に大きな悪

影響が出る程度の値上げ幅でありますならば、これは当然大事なこととございますから、行政指導あるいは行政介入ということもあり得なければならぬと思ひますけれども、しかし、伝えられるような程度でありましたならば、そこは業界同士の良識によって話し合いをつけてもらいたいというのが政府の希望でございます。

それからなお、昨年は姿なきカルテルというふうな批評等も一部にございましたが、私どもは実際そういうふうなことを考へておりません。そういう事実はない、こういうふうな考へておりますが、しかし、いやしくもこういう基幹産業で昨年のような誤解があつてはよくない、かように思ひます。当然やはりその点は十分注意しなければならぬと思ひます。

〔安田委員長代理退席、委員長着席〕

○近江委員 この問題は大臣も認識されておるうちに、これは基礎物資の中の基礎物資であるといふことをおしやうしてゐるわけですから、ひとつ十分な監視をしていただいて、できる限りそうした値上げを抑えるように今後見守り、またそうした厳しい指導等をやつていただくように、特に要望いたしておきます。これはいま言つた大臣と意見並行になるかと思ひますので、私から強く要望いたしておきます。

それから、この公団法の一部改正がもし成立したというのになつてきますと、OPECのそうした毎年の引き上げの動き、こういう背景からいきますと、いま非常に業界自体不安定なことは私、わかるわけですが、そのために、値上げがしやすいような協調体制といひますが、そういうものを非常にとらうとしておるわけですね。高位の価格安定といひますが、そういうことになつながらないかという一種の危惧があるわけでありまして、それが一つ。

もう一つは、値上げを抑えていくということについて積極的に政府は介入しろということをおしやうしてゐるわけですが、こうした再編の問題であるとかいうようなことにつきますと、

やはり自主的なそういう精神というものを尊重しなければならぬじゃないか、その辺が私は、一方的な押しつけ、政府主導ということになつてきますと、効果が本当に上がるのかどうか、そういう心配もあるわけですね。この二点につきますとお伺ひしたいと思ひます。

○河本國務大臣 業界の体質の強化ということ、これはもう当然業界の自発的な意思によつて決めていただくということがその産業の将来の発展のために一番よろしい、私はこういうふうに思ひます。政府は、具体的にあらしるかこうしるか、そういう介入をする考え方はございませ

それから第二点といたしまして、私どもやはり一番気を使つておりますことは、自由主義経済の基本は公正にして自由なる競争というものが確保されなければならぬと思ひます。自由主義経済でありますから、体質の強化、業界の再編、こういうことが進みます場合にも、その原則というものはあくまでも確保される、そうして消費者や他の産業には迷惑をかけない、これはよほど十分気をつけなければならぬ点と思ひます。

○増田政府委員 今回の改正によりましてお願いいたしております石油構造改善の問題でござい

質問題は、再編が行われ、集約化が行われると、そこに寡占価格が形成されるのではないかと、これが一番焦点であると思ひますが、これにつきますと、今回の再編成といふものは、現在石油産業が民族系、外資系といふふうに分かれておりますが、その中の民族系が非常に過剰競争、しかも経理状況が非常に悪くなつて、ここに格差が生じている、このまま放置いたしますと、石油の安定供給につきますいろいろな構造上の問題が出てくる、これを改善したい、こういう趣旨に出

おるわけでございます。

また、現在のまま民族系を放置いたしましたに、いろいろな弊害が生じて、それがひいては需要者あるいは消費者に對しての悪影響といふものが出るということで、今回の構造改善によりまして、国民一般がまた全國民経済として安定的に石油の供給を受けられるというふうな体制を整えるということとございまして、寡占の弊害が出るということは全くないもの、こういうこととありますし、また、もしそういう状況が出るといふような場合につきますと、これは当然政府がその問題につきますと解決に努めるべきもの、こういうふうな思つております。

○近江委員 きようは公団の総裁もお見えになつておるわけですが、官民一体の探鉱といひわゆるアンデス石油が失敗をして企業整理をするといふことが伝えられておるわけですが、簡単にひとつ報告をいただきたいと思ひます。

○倉八参考人 ペルーのジャングル地帯でやつておりましたアンデス石油は、四十六鉱区と四十七鉱区を持ちまして、五本掘りましているいろいろ検討いたしました結果、これはもうここで打ち切りまして、そうして探鉱をやめた方がよいという結論に達したわけでございます。当時ペルーに出ましたときは、外国の各メジャーとかその他がずつとあそこに殺到いたしておりました、非常に有望な地であるといふことから、わが日本の企業も出たわけでございますが、その後、探鉱をやりましたら、いま御説明申し上げましたように試掘をやりまして、ある程度ガスなりあるいは石油の微候はあつたわけでありまして、いろいろ検討いたした結果、これは商業ベースには乗らないといふことで、今度撤退することになつたような次第でございます。

○近江委員 こういう探鉱につきますと、確かに一〇〇%の成功といふことはあり得ないと思ひ

ます。しかし、あり得ないからといふことで甘えちゃいかぬと思ひます。やはり探鉱といへども、一本パイプを掘るにしても莫大な金がかかるわけですね。国民の血税が入つてゐるわけですよ。私は何も結果だけを責めるわけじゃありませんが、その当時はこれは非常に有望であるといふことで試掘をなさつたわけでありまして、試掘にかかるとつきますとできる限り綿密な、ほぼ確信を持つてできるだけの基礎調査といひますが、そういうことをひとつやつていただかないと、貴重な国民の血税を入れてゐるわけですからね。別に私は強くは責めませんが、かかられるにつきますと十分石橋をたたいてやつていただきたいと思ひます。いかがですか。

○倉八参考人 御指摘のとおりでございます、開発がリスクな事業であるので、当たらないのが当然だといふような考へは決して持つてはいけませんし、一本でも多く成功するために、御指摘のように探査に入る前も十分なる調査をさらに一層続けていきたい、こういうことでござい

○近江委員 それは特に要望いたしておきます。それから、昨年一年間の決算で、外資系のエッソとモービルが史上最高の黒字といふことが伝えられておるわけですが、石油業界は非常に苦しいと言ひます。なぜそういうようなことになるのか、その辺をひとつ長官からお伺ひしたいと思ひ

ます。それから、昨年の決算で、日本のエッソとそれからモービルと両社が約八十億の黒字を出してあります。片方ではいづゆる民族系の会社が百億あるいは五十億といふ赤字を出してあります。ここに非常に明暗立つた形で出てあります。この原因につきますと、一番大きな原因は、現在の価格体系が非常に利益率の差が品種に出ている、こういう点にあると思ひます。具体的に申しますと、ガソリンの販売の多いところは相当黒字が出る。ところが、C重油とかナフサを売つてゐるところはむしろ逆ざやで赤字になる。ここにいまのような結果が出たものと思つております。外資系

とそれから民族系の決算に非常に差が出ております最大の原因は、ガソリンの扱い量が相当差がある、つまり、外資系は非常にガソリンの扱い量が多い点にあると思ひます。

それからもう一つは、これは外資系と民族系の差の原因ですが、民族系の方が非常に設備が新しい。そのために償却の金額も大きいし、また利子の支払い金額が、最近の設備のために投資額が多くて、これがいま申し上げました償却とか利子に響いてきているということで、外資系と民族系と比較いたしますと、利払いの金額というものに相当差が出てきております。

それからもう一つは、一時言われておりました原油価格の差というのは、大体去年の初めに解消しております。従来、外資系と民族系との間に石油価格の差があるということが言われておりましたし、また、石油危機以後の半年くらいに間に、非常に差があったわけですが、これが大体去年の初めくらいに解消されましたが、ほとんど同じになつております。ただ、原油価格の取引につきましても、いまのCIF価格以外に、ユーザンスとか、あるいは原油の購入資金に對しまして本社から融資を受けるとか、いろいろな形があります。そういう意味で、そういう金融的な面で外資系の方が民族系より有利である、これも収支に響いてくる、こういう原因になつてくると思ひます。

そういうことで、片方では累積赤字を抱え、さらにその赤字がふえるという状況にあり、片方では相当大きな黒字を出す、こういう状況になつておりますが、ここに先ほど申し上げました石油産業というものがこれだけのいかどうか、構造改善が必要だ、ことに民族系がこのままでは立ち行かないという問題について何らかの手を打たなければ石油の安定供給が確保されない、それが国民経済全般に非常に悪影響を及ぼすおそれがあるというので、今回、石油開発公団法の一部改正で構造改善のための支援資金の支出ができるようにお

願ひしている次第でございます。

○近江委員 その次にお伺ひしたいと思いますのは、今後の石油需要と設備投資計画の問題であります。四月の下旬に政府が決定されました石油供給計画によりますと、昭和五十五年度の石油輸入量は約三億一千六百万キロリットルとなつておるわけですが、これは昨年の八月、総合エネルギー調査会が決定いたしました長期需給計画の同年度三億九千万キロリットルを大幅に下回つておるわけでありまして、こういう点からいいますと、非常にこの数値が違つておるわけですが、この長期需給計画との関係、あるいはこの見直しを行うことになるのか、その考え方についてお伺ひしたいと思います。

○増田政府委員 ただいま先生から御質問のありましたのは、供給計画では五十五年度の原油輸入量が三億一千六百万キロリットルだ、これに對しまして昨年の総合エネルギー調査会の答申では三億九千万、非常に大きな差があるということから、総合エネルギー調査会の長期計画の見直しがあつたのかどうか、こういうことと解しております。これにつきましては、若干この数字につきまして、根拠と申しますか、対象といたしてとつております内容が違つておると思ひます。

結論から申し上げますと、供給計画にありまして三億一千六百万キロリットルは、総合エネルギー調査会のベースに合わせますと三億七千万キロリットルということになりまして、差は約二千万キロリットルということでございます。

それで、これにつきましてなぜそういう計算の違いがあるかということをお簡単に申し上げますと、供給計画の三億一千六百万キロリットルの中には、いわゆる原油生だきで使用するおりましたものが入つておられません。それからいわゆる輸入石油製品、それから輸入LPGも、総合エネルギー調査会の答申の数字には入つておりますが、いまの供給計画にはこれが入つておりません。そういうことで、ただいま申し上げました生だきの数字、それから製品輸入の数字及びLPGの数字、

これを全部足しますと三億七千万キロリットルということ、若干差は残つておりますが、その大幅な違いではございません。それで、総合エネルギー調査会の答申の方は若干余裕のある長期計画でございますので、これくらいの誤差でしたら、私の方はこれを調整して直す必要はないのじやないか、こういうふうにお考へております。

○近江委員 今後の需要量の伸びにつきましては、供給計画を見てまいりますと年率四%強ということになつておるわけですが、現在の精製会社の稼働率につきましてはどうであるか、また今後の程度の設備の新増設が必要になるのか、その見通しにつきましてお伺ひしたいと思います。

○増田政府委員 供給計画は今後四%前後の伸びを考へておりますが、現在の設備能力で五百九十四万バレル一日当たりという設備になつております。この設備と供給計画を各年度の数字に当てはめて稼働率を出しますと、五十一年度、つまり本年度は、一応七二%の稼働率になつております。それから、今後四%ないし五%需要がふえております。これに對しまして、一応現在の設備のまま動かさないということと計算いたしますと、五十二年度の稼働率が七六%、五十三年度が八一%、五十四年度が八六%、五十五年度が九一%でございます。それで、大体私どもの方で適正稼働率と考へておりますのは、従来八一%で計算いたしております。それから申しますと、現有設備一つもふえないで、大体昭和五十三年度になりますと適正稼働率になる、こういうことでございます。

○近江委員 この適正稼働率八一%というようになつてまいりますと、今後昭和五十四年以降等についてはやはり新増設ということが考えられるのじやないかと思ふのですが、そういう場合、構造改善の進め方との関係におきまして、外資系あるいは民族系の割り振りというものについてどういふようにお考へになつておられるか、そのことについてお伺ひしたいと思います。

〔委員長退席、安田委員長代理着席〕

○増田政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、現有設備は五百九十四万バレル一日当たりでございます。昭和五十三年度に適正稼働率になるということでございますが、すでに石油審議会の議を経て一応認める予定になつておりました地点も確定しておりますが、約百五十万バレル一日当たりの設備がすでに石油審議会の議を経ておるわけでございます。そういう意味からいいますと、これらの設備が動くということになれば大体昭和五十六年から五十七年度に八一%ということになります。ただ、現在のような状況のため、すでに石油審議会を通過いたしましたこの増設設備については、建設を一時とめておるといふ状況でございます。そうなりますと、先ほど先生から御質問のありました新しい設備を許可するに当たつて外資系と民族系というものの振り当てをするということは、すでに百五十万バレル以上の新設設備につきましてそれぞれ割り当てになつておりますので、そういう調整ということとはもうできないような状況になつております。

なお、つけ加えて申し上げますと、現在保留中なり石油審議会を通過しています新設設備は、大体五〇、五〇で民族系と外資系に振り当てになつております。

○近江委員 こうした設備の新増設に当たりましては、この前の備蓄法案のときにも質問いたしましたけれども、やはり環境の保全であるとか安全性の問題であるとか、これはいつも言われておるわけがあります。そういう点におきまして十分配慮をして、ただ計画を遂行していけばいいのだ。常に政府のよくない態度は、計画を立てるとそれを開発推進していく。それで、そうした問題が提起されたときには、今後気をつけまうと答弁するけれども、依然として頭のほとんどは、いわゆる開発推進をしていく、計画に従つて遂行していく、そちらの方にどうしても頭が動く。だから、いま申し上げたような環境保全、安全対策ということをさらに今後とも強化をする必要があるかと思ふのです。

です。すから、こういう計画があるわけですから、環境の面あるいは安全確保の面についてさらにこういう強化をしていくという計画を立ててならなければいかぬと思うのです。その辺が明確にできていないのです。法案はこの間ちよつとできましていただいても、今後さらにそれを強化していただきたいと思うのです。いかがですか。

○増田政府委員 石油産業の新しい設備の建設及び新しい備蓄施設の建設につきましては、ただいま先生から御指摘になりましたいわゆる防災、保安の問題につきまして万全を期さなければならぬものと思っております。また、これにつきましては、新しくコンビナート防災法による規制も行われるようになりまして、また消防法に基づく各種の保安、防災基準の強化というものも行われております。こういうことで新しい基準というものを守りながら、その防災及び保安につきましては十分な体制を整えて今後の建設を進めていきたい、こういうふうに思っております。

○近江委員 民族系の原油の入手ルートを見ますと、メジャーの原油というものが七〇%ぐらいになっているわけですね。これにつきましては今後構造改善を進められるとは思いますが、これは一つの大きな問題点ではないか、このように思うわけです。先ほどは入手価格等につきましては外資系とはほぼ同じようになってきたということをおっしゃっておられるわけですが、やはり若干の格差は依然としてあるように私は思うわけですが、今後世界の石油供給構造というものはOPECの直接販売原油が増加していくのじゃないか、このようにも考えられるわけですが、そういう点、今後民族系は積極的に入手していく必要があるのじゃないか、また、供給源を多角化していく観点から、中国原油の輸入ということも重点的に考えていく必要があるのではないか、このように思うわけです。

最近、いろいろ中国国内の問題等がある、それも絡んでおるのではないかと思いますけれども、政府が予想しておったよりも減少してきてお

るわけですが、この中国原油の輸入についてはどういう考えに立っておられるかという問題、さらに、わが国の統括会社と組んで自主開発原油を全面的に購入していく等々の問題があるのではないかと考えています。いま何点かの問題を私は提起したわけですが、その点について考えをお聞きしたいと思います。

○増田政府委員 ただいま先生からお話のございましたように、現在わが国で入れている自主原油の大体七〇%が直接、間接メジャー系の石油でございます。それで、現在民族系の企業の方のメジャー依存度は若干従来より減りまして、六三%ぐらいということになっております。それから外資系の石油企業が八二%ということになっております。平均七〇%という状況になっております。ただいま先生からおっしゃられましたように、今後石油の産出国からの直接の販売、いわゆるD D取引というものがふえていく状況にあります。また、日本が購入する石油の地域分散化ということで、今後中国の石油をふやすとか、その他の方策を推進しなければならぬ状況にあるわけですが、やはりこれを購入いたしますのは、民族系の企業がD Dあるいは中国原油の引き取りというものを大いに推進することを期待しているわけですが、

ただ、現在、民族系の企業が非常に弱い、また原油購入につきましても一括して相当大量輸入できるといふ有利な地位に立ち得ないというために、このD D原油の引き取りあるいは中国原油の引き取りにつきましても、購入についていろいろ問題点がございまして、そういう意味で、先ほどからお願ひいたしております民族系の集約化、統合その他ができれば、これはそれだけ原油購入力というものが強まってくるわけですが、この中で、先生から御指摘のありました産油国との直接取引、あるいは中国からの引き取りというものを推進される、こういうふうに考えております。

〔安田委員長代理退席、委員長着席〕
それから、中国原油の最近の状況でございます

が、本年の契約といたしましては六百十万吨に上っております。これについて、今後オプションで若干ふやせるということになっております。去年の実績は八百十万吨で、非常に残念なことですが、契約面では若干減っております。日本の経済の回復に伴いまして、六百十万吨の契約はもう少しふやすというところは可能ではないかと思っております。ただ、現在、一―三月の引き取り数量が若干減っております。こういう状況も出ておりますが、長期的に見れば、わが国の石油の輸入源といたしまして、やはり今後中国原油というものをふやしていくという政策を講じていきたいというふうに思っています。

また、自主開発原油につきましても、この引き取りの問題がいろいろ出てきております。一部せっかく日本で自主開発をしたにもかかわらず、その原油につきましても、価格の問題、品質の問題、必ずしも国内における引き取りが十分でない。その他、一部をスワップにするとか、あるいは外国に輸出するということのような状況も出ておりますが、せっかく日本の手で掘った石油でありますから、これにつきましては、できるだけ日本で引き取るような体制を整えたい、こういうふうに考えております。

この点につきましても、繰り返しになります。やはり民族系の企業が非常に強くなつて、そして、みずから石油をどこからでも購入できるといふ、つまり選択の自由を持つておるのは民族系の企業でございますから、これが力をつけて、そうして原油購入について新しい政策にも沿い得るような行動をするということが必要だと思えます。そういう意味で今回の構造改善の法律というものをお願いしている次第でございます。

○近江委員 もう時間が来ましてから終わります。いま私が何点かの問題を最後に提起したわけですが、それ以外に大臣としてこの石油の総合政策についてお考えがありましたら、この場におきま

してお述べいただきたい。最後の締めくくりとして御答弁いただきたいと思ひます。

○河本国務大臣 約一時間余りにわたる近江委員との質疑応答を拝聴いたしました。参考にになる点がたくさんございましたので、今後の行政上、参考にさせていただきますと思ひます。

○近江委員 では、終わります。

○稲村委員長 以上で本案に対する質疑は終了いたしました。

午後二時三十分から委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十四分休憩

午後二時五十八分開議

○稲村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、石油開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、先ほど終了いたしました。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○稲村委員長 本法律案に対して、橋口隆君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。上坂昇君。

○上坂委員 ただいま提案いたしました附帯決議案について、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

石油開発公団法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法施行にあたり、石油の安定供給の確保の重要性にかんがみ、石油開発公団が石油政策全般の中核推進機関として十分その機能を果せるようさらに検討を進めるとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、石油産業の構造改善については、石油製品の安定供給及び価格の可及的低廉化に資するよう計画的に推進するとともに、石油企業の自主性を十分尊重すること。

二、油槽所の共同化、交錯輸送の解消等の推進を図り、石油製品コストの低減に努めるよう指導するとともに、本法の対象とならない構造改善事業に対する助成措置の拡充を図ること。

以上であります。

附帯決議案の内容の各項目の詳細につきましては、当委員会での審査の過程及び案文によりまして十分御理解いただけると存じますので、省略させていただきます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○稲村委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲村委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められておりますので、これを許します。河本通商産業大臣。

○河本国務大臣 ただいま議決をいただきました法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしまして、万全を期する所存でございます。

○稲村委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲村委員長 次に、請願審査を行います。

本日の請願日程を一括して議題といたします。本会期中付託になりました請願は百七十件であります。

その取り扱いにつきましては、先刻理事会において検討いたしましたので、この際、紹介議員の説明を省略し、直ちにその採否を決定いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

本日の請願日程中、第一、第二、第四〇、第八二、第九九、第一〇八、第一一〇、第一一二ないし第一一五、第一二四、第一二五、第一二八、第一三一、第一三七及び第一四七ないし第一六七の各請願は、趣旨妥当と認められますので、いずれも採択の上、内閣に送付すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、ただいま議決いたしました各請願に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員長 御異議なしと認めます。よって、

さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○稲村委員長 なお、今国会におきまして、本委員会に参考送付されております陳情書は、十七件であります。

次回は、来る二十四日月曜日、午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四分散会

昭和五十一年六月九日印刷

昭和五十一年六月十日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K